

第23号議案 令和5年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目次	ページ
1 令和5年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	3
2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	4
3 令和5年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	5～6
4 令和4・5年度保険料率について	7
5 令和5年度の制度見直しについて	7
6 本市の後期高齢者医療の概要（参考）	8
7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について（参考）	9

市 民 健 康 部

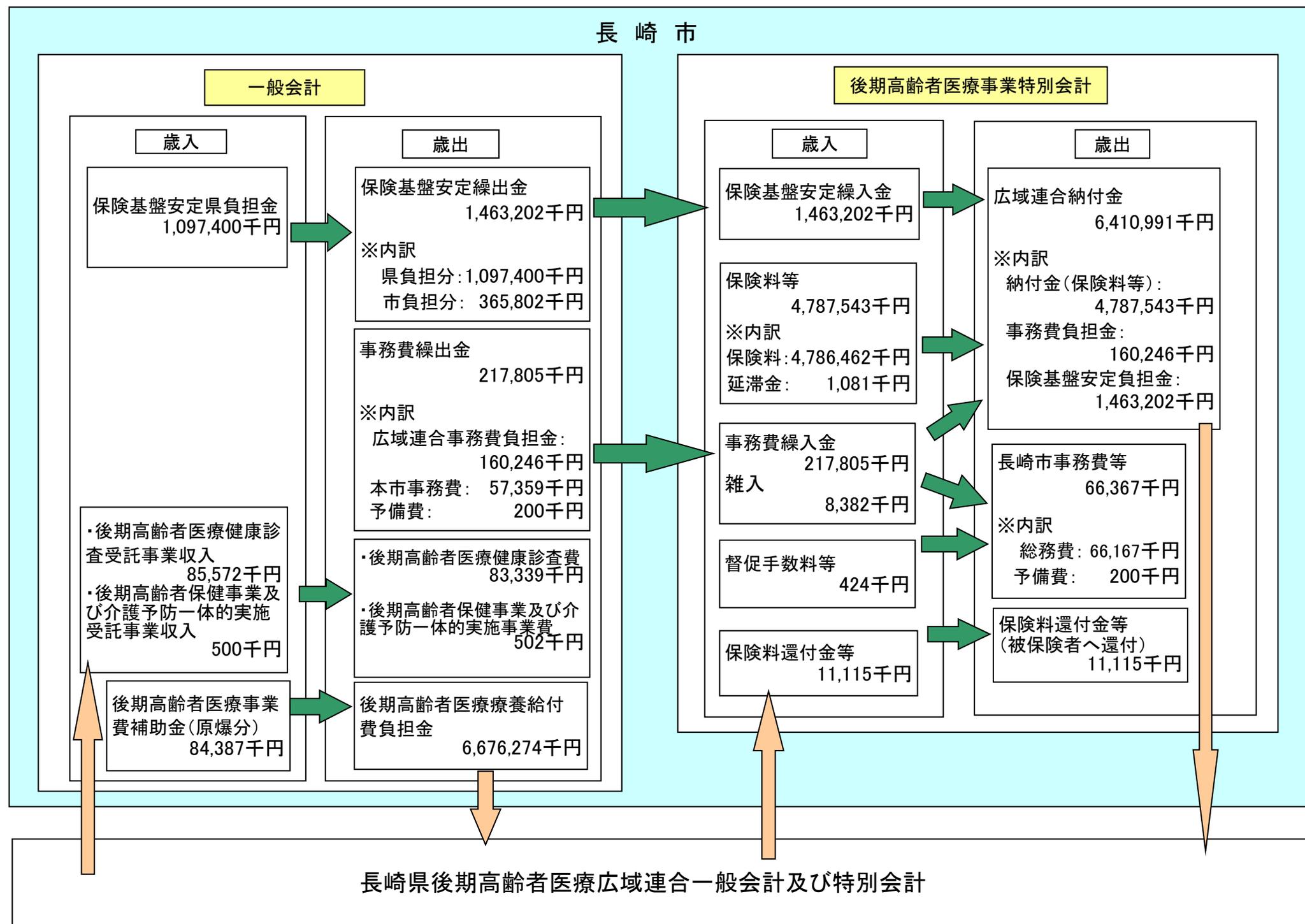
令 和 5 年 2 月

1 令和5年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款 項	目	5年度 当初予算 A	4年度 当初予算 B	増減 A-B	款 項	目	5年度 当初予算 A	4年度 当初予算 B	増減 A-B
1	後期高齢者医療保険料	4,786,462	4,711,427	75,035	1	総務費	66,167	58,133	8,034
	1 後期高齢者医療保険料	4,786,462	4,711,427	75,035		1 総務管理費	41,437	35,904	5,533
	1 特別徴収保険料	3,009,076	2,960,298	48,778		1 一般管理費	41,437	35,904	5,533
	2 普通徴収保険料	1,777,386	1,751,129	26,257		2 徴収費	24,730	22,229	2,501
2	使用料及び手数料	424	440	▲ 16		1 徴収費	20,901	18,420	2,481
	1 手数料	424	440	▲ 16		2 滞納処分費	3,829	3,809	20
	1 証明手数料	1	1	0	2	後期高齢者医療広域連合納付金	6,410,991	6,273,706	137,285
	2 督促手数料	423	439	▲ 16		1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,410,991	6,273,706	137,285
3	繰入金	1,681,007	1,614,088	66,919		1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,410,991	6,273,706	137,285
	1 一般会計繰入金	1,681,007	1,614,088	66,919	3	諸支出金	11,115	9,537	1,578
	1 保険基盤安定繰入金	1,463,202	1,398,926	64,276		1 償還金及び還付加算金	11,115	9,537	1,578
	2 事務費繰入金	217,805	215,162	2,643		1 保険料還付金	10,999	9,423	1,576
4	繰越金	1	1	0		2 還付加算金	116	114	2
	1 繰越金	1	1	0	4	予備費	200	500	▲ 300
	1 繰越金	1	1	0		1 予備費	200	500	▲ 300
5	諸収入	20,579	15,920	4,659		1 予備費	200	500	▲ 300
	1 延滞金、加算金及び過料	1,082	1,156	▲ 74					
	1 延滞金	1,081	1,155	▲ 74					
	2 過料	1	1	0					
	2 償還金及び還付加算金	11,115	9,537	1,578					
	1 保険料還付金	10,999	9,423	1,576					
	2 還付加算金	116	114	2					
	3 雑入	8,382	5,227	3,155					
	1 雑入	8,382	5,227	3,155					
	合 計	6,488,473	6,341,876	146,597		合 計	6,488,473	6,341,876	146,597

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ(主なもの)



3 令和5年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1) 1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	内 容	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減 ①－②
1 特別徴収 保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	3,009,076	2,960,298	48,778
2 普通徴収 保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方、又は年金天引 きではなく口座振替を希望される方)	1,777,386	1,751,129	26,257
計		4,786,462	4,711,427	75,035

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位：千円)

内 容	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減 ①－②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割 軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等 割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,463,202 (県3/4 1,097,400) (市1/4 365,802)	1,398,926 (県3/4 1,049,193) (市1/4 349,733)	64,276 (県3/4 48,208) (市1/4 16,068)

※ 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位：千円)

	内 容	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減 ①－②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	160,246	162,198	▲ 1,952
本 市 事務費	・ 事務費 57,359千円 ・ 予備費 200千円	57,559	52,964	4,595
計		217,805	215,162	2,643

(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 1款1項1目 総務費総務管理費一般管理費

(単位：千円)

	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減 ①－②	主な増の理由
一般管理費	41,437	35,904	5,533	後期高齢者医療システム改修 業務委託に伴う増 (国のデジタル基盤改革支援 補助金を充当)

(2) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

歳出項目 歳入項目	広域連合納付金			主な増の理由
	令和5年度 当初予算①	令和4年度 当初予算②	増減 ①－②	
保険料 (※1)	4,787,543	4,712,582	74,961	被保険者数が増加したこと に伴う増
保険基盤安定繰入金 (※2)	1,463,202	1,398,926	64,276	減額対象人数が増加したこと による保険基盤安定負担金の 増
広域連合事務費繰入金 (※3)	160,246	162,198	▲ 1,952	広域連合事務費負担金の減
計	6,410,991	6,273,706	137,285	

(※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。
(高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)

(※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、
市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条)
なお、令和5年度長崎市推計平均被保険者数 69,812人(令和4年度 67,247人)

(※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。
(長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条)

按分内訳：経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 令和4・5年度保険料について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっている。長崎県下の令和4・5年度の保険料については、均等割額及び所得割額が以下のとおりとなっている。

(保険料算定方法)

均 等 割 額 (被保険者全員) 49,400 円	+	所 得 割 額 (被保険者の前年の総所得 -43万円) × 9.03%	=	保 險 料 年額最高 66 万円
---------------------------------	---	---	---	---------------------

5 令和5年度の制度見直しについて

- ・低所得者に係る保険料均等割額の軽減
 所得基準額が見直され、軽減対象が一部拡大される。

	軽減適用の基準額 (同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額)
7割軽減	43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+29万円※×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※令和4年度は28.5万円
2割軽減	43万円+53.5万円※×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下 ※令和4年度は52万円

- ・制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

6 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	65,514	65,556	65,426	67,247
医療費総額(千円)	86,183,971	83,186,803	84,553,817	89,095,888
一人あたり医療費 (円)	1,315,505	1,268,943	1,292,358	1,324,905
保険料率	(均等割額) 45,800円 (所得割率) 8.67%	(均等割額) 47,200円 (所得割率) 8.98%	(均等割額) 47,200円 (所得割率) 8.98%	(均等割額) 49,400円 (所得割率) 9.03%
一人あたり保険料額 (円)	62,098	65,174	65,235	69,815

※毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別 被保険者数 (人) (R4年12月) 67,584	現役並み 所得者 【3割】	一般 【2割】	一般 【1割】	住民税非課税 【1割】	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)【1割】
	3,311	12,630	17,508	19,145	14,990

【 】内は窓口負担の割合

